国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 160

明治三十四年一月廿三日
午前十時四十分
佐々友房
根津一
神鞭知常
遠山備

右四名國民同盟會ノ
代表シ外交上ニ付意見
ヲ聞キ度旨ヲ陳述ス
博文曰外交ノ事ハ当局
者トシテ責任ヲ負ヒ各辯
ヲ尽ノ限リヲアラン唯貴
院アラバ之ヲ聞クハ妨ケナ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 160

スルノ限リニアラス唯貴
院アラバ之ヲ聞クハ妨ケナ
ル所ナリ
四氏曰職務上当然ノ事
ナルモ肯テ新聞ニ掲載
スル等ノ為ニアラス機
密ハ漏泄スヘカラス
答曰漏泄スルト否トニ関
セス一人ニ答フレハ他人ノ問
ニモ答ヘサルヲ得ス故ニ断
シテ陳述スル能ハス是レ
責任ヲ重スル所以ナリ
神鞭根津ニ云テ曰リ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 160

ル所ナリ

四氏日職務上当然ノ事ナルモ肯テ新聞ニ掲載スル等ノ為ニアラス機密ハ漏泄スヘカラス

答曰漏泄スルト否トニ関セス一人ニ答フレハ他人ノ問ニモ答ヘサルヲ得ス故ニ断シテ陳述スル能ハス是レ責任ヲ重スル所以ナリ

神鞭根津ニ云テ曰ク